

「財産債務調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成 28 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注 1）が 2 千万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注 2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注 1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注 2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注 1） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注 2） マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページのトップページ上段の『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注） その年の翌年 3 月 15 日が、日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

平成××年12月31日分 財産債務調書

住所 (又は事業所、事務所、事務所など)	東京都千代田区霞が関3-1-1		
財産債務を有する者 氏名	国税 太郎		
総人番号	0000 0000 0000	電話	03-XXXX-XXXX

財産債務の区分	種類	用途	住所	数量	仕入税引控除等の特典 取得の額又は取得価額	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1 250㎡	250,000,000円	
預貯金	普通預金	私用	〇〇銀行△△支店		38,961,915	
有価証券	上場株式 他社	私用	△△証券△△支店	5,000株	5,200,000 6,450,000	

国外財産調書に記載した国外財産の債務の合計額 (うち海外輸出特別対象財産の価額の合計額(54,000,000)円)	59,000,000
財産の価額の合計額	504,411,915
債務の金額の合計額	65,000,000

(合計表)

平成××年12月31日分 財産債務調書合計表 (FA 6002)

住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1
氏名: 国税 太郎
職業: 会社役員
整理番号: 00000000

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地①	250000000	書画等とう 美術工芸品⑮	
建物②		貴金属類⑯	310000000
山林③		動産⑰	90000000
現金④		債権の契約に 関する権利 株式に関する 権⑱	
預貯金⑤	38961915	信託金等 組合等に 対する出資 債権に関する 権⑳	80000000
上場株式⑥	64500000	その他の財産 (上記以外) 取得した国外財産の 価額の合計額㉑	
取得価額⑦	65000000	債権の金額の 合計額㉒	504411915
非上場株式⑧		借入金⑳	65000000
債権の契約に 関する権利 株式に関する 権㉑		未払金㉓	40450000
信託金等 組合等に 対する出資 債権に関する 権㉒		その他の債務㉔	
その他の財産 (上記以外) 取得した国外財産の 価額の合計額㉓	89000000	債務の金額の合計額	65000000
債権の金額の 合計額㉔	504411915		
借入金㉕	65000000		
未払金㉖	40450000		
その他の債務㉗			
債務の金額の合計額	65000000		

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのQ&A、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。